

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策経費に充てるものとされている。

令和5年度決算における充当状況については、下記のとおりである。

令和5年度決算の充当状況

【歳入】

地方消費税交付金 366,135千円

<内訳> 161,488千円 (一般財源分)

204,647千円 (社会保障財源分)

【歳出】

引き上げ分(社会保障財源分)の充当については、下記事業の一般財源の一部に活用するものとする。

(単位：千円)

| 事業名 | 事業費 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|----------------|---------|---------|---------|-----|-------|---------|
| 障がい介護給付等事業 | 412,249 | 208,480 | 100,142 | | | 103,627 |
| 老人施設保護措置事業 | 25,052 | | | | 4,917 | 20,135 |
| 国民健康保険事業特別会計繰出 | 107,201 | 15,233 | 54,434 | | | 37,534 |
| 介護保険事業特別会計繰出 | 292,301 | 9,117 | 4,249 | | | 278,935 |
| 後期高齢者医療事業 | 255,954 | | 37,810 | | | 218,144 |

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策経費に充てるものとされている。

令和6年度当初予算における充当状況については、下記のとおりである。

令和6年度予算の充当状況

【歳入】

地方消費税交付金 392,000千円

<内訳> 172,480千円（一般財源分）

219,520千円（社会保障財源分）

【歳出】

引き上げ分（社会保障財源分）の充当については、下記事業の一般財源の一部に活用するものとする。

（単位：千円）

| 事業名 | 事業費 | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
|----------------|---------|---------|---------|-----|-------|---------|
| 障がい介護給付等事業 | 400,905 | 200,000 | 100,000 | | | 100,905 |
| 老人施設保護措置事業 | 25,140 | | | | 5,700 | 19,440 |
| 国民健康保険事業特別会計繰出 | 109,666 | 15,285 | 54,461 | | | 39,920 |
| 介護保険事業特別会計繰出 | 308,738 | 8,917 | 4,358 | | | 295,463 |
| 後期高齢者医療事業 | 267,642 | | 43,076 | | | 224,566 |